

## 2 国の主な対応（対応、制度等の主な動向等）

令和2年	
1月15日	・国内1例目確認
28日	・政府コロナ本部設置 ・新型コロナウイルス感染症を指定感染症に指定する政令改正 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）12条による届出対象
30日	・WHO 緊急事態宣言
2月3日	・感染患者の退院及び就業制限の取扱いについて、37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、48時間後の陰性確認後、更に12時間後の陰性確認を行うなどの具体的な基準を示す。（【通知】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて） ・患者や無症状病原体保有者の届出の基準や発生届の様式を示す。（【通知】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について）
7日	・全数報告として感染症発生動向調査 NESID システム入力開始
17日	・疑似症患者以外の行政検査を行う者の基準を示す。（【通知】新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について） ・受診、相談の目安を公表（【通知】新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について）
25日	・テレワークや時差出勤の推進、イベント自粛の要請、学校の臨時休業実施要請等の感染症対策基本方針を示す。（【通知】新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の策定について）
26日	・クラスター対策について、集団発生の目安となる人数やクラスター班の支援の内容を示す。（【通知】新型コロナウイルス感染症における患者クラスター（集団）対策について）
27日	・全国の小中学校等に臨時休業を要請
3月11日	・WHO パンデミック宣言
13日	・新型コロナ特別措置法成立
24日	・東京五輪延期決定
26日	・政府は新型コロナウイルス対策特措法に基づく対策本部会議の設置
4月1日	・全世帯にガーゼマスク2枚ずつ配布の方針発表
2日	・自宅療養を行う患者へのフォローアップや自宅での感染対策を示す。（【通知】新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について）
7日	・緊急事態宣言（7都道府県（長野県は対象外））
8日	・緊急事態宣言に伴う外出自粛要請等
10日	・初診からのオンライン診療等電話等を用いた診療や服薬指導の取扱いを示す。（【通知】新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて）
18日	・緊急事態宣言（全都道府県）
5月7日	・新しい生活様式公表
8日	・新たな受診・相談の目安を公表（【通知】新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について）
22日	・感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS（ハーシス））の導入に向けた準備を依頼（【通知】新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム HER-SYS の導入について）
25日	・緊急事態宣言解除（全都道府県）

29日	・HER-SYS 全国利用開始
6月19日	・新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA（ココア）配信開始
7月	
8月	
9月4日	・次のインフルエンザ流行に備え、発熱患者等の診療、検査を行う医療機関を「診療・検査医療機関（仮称）」として指定し、速やかに増やすなどの体制整備の取組を示す。（【通知】次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について）
15日	・検査体制の拡充を図るため「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」が策定され、検査体制の強化の取組を示す。（【通知】新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針について）
25日	・保健所において縮小、延期等の柔軟な対応が可能な業務リストを示す。（【通知】「保健所に係る「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」について」）
10月23日	・ワクチン予防接種について、迅速に多くの国民への接種を目指すため、ワクチン接種体制の確保を示す。（【通知】新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について等）
11月19日	・高齢者施設等でのクラスターが多数発生により、入所者等への検査の徹底を進めるための方針や取組を示す。（【通知】高齢者施設等への重点的な検査の徹底について）
20日	・感染源の推定のための調査を感染者の発症の前14日間から前7日間に変更するなど積極的疫学調査を実施する際の優先度を示す。（【通知】積極的疫学調査における優先度について）
12月25日	・外国人対応の支援のための保健所に対する主要言語電話通訳サービスの提供開始（【通知】保健所における新型コロナウイルス感染症対応に資する電話通訳サービスについて） ・新規感染者数が過去最多の水準となり、入院者数の増加により、医療提供体制への負荷が生じているため、更なる病床の確保に向けての支援策等を示す。（【通知】感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制確保について）
<b>令和3年</b>	
1月7日	・指定感染症1年延長
8日	・緊急事態宣言（4都県（長野県は対象外））
14日	・緊急事態宣言（11都府県（長野県は対象外））
2月3日	・緊急事態宣言（10都府県（長野県は対象外））
13日	・感染症法上における法的位置付けを「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更
17日	・医療従事者のワクチン接種開始
3月1日	・緊急事態宣言（4都県（長野県は対象外））
4月12日	・高齢者向けワクチン接種開始
15日	・保健所において縮小、延期等の柔軟な対応が可能な令和3年度の業務リストを示す。（【通知】保健所における縮小、延期等の柔軟な対応が可能な業務リスト（令和3年度）について）
25日	・緊急事態宣言（4都府県（長野県は対象外））
5月12日	・緊急事態宣言（6都府県（長野県は対象外））
14日	・緊急事態宣言（9都道府県（長野県は対象外））
21日	・緊急事態宣言（10都道府県（長野県は対象外））
5月28日	・緊急事態宣言（9都道府県（長野県は対象外））

1	感染状況
2	国の主な対応
3	長野医療圏の感染警戒レベルの推移
4	長野市保健所の対応
5	長野市等の対応
6	今後の対応において留意すべき事項

6月9日	・重症化リスクの高い者が多い医療機関や高齢者施設等の従事者等に症状が現れた場合に、早期に感染者を発見することによって感染拡大を防止するため、医療機関・高齢者施設等に対して抗原簡易キットを配布（【通知】医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キットの配布事業について）
17日	・緊急事態宣言（1県（長野県は対象外））
21日	・職域単位でのワクチン接種開始
7月12日	・緊急事態宣言（2都県（長野県は対象外））
19日	・ワクチン接種対象年齢を12歳以上に引下げ
23日	・東京五輪開幕
30日	・緊急事態宣言（6都府県（長野県は対象外））
8月5日	・軽度であっても症状が現れた場合に、早期に感染者を発見することによって感染拡大を防止するため、診療・検査医療機関での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査を依頼。（【通知】診療・検査医療機関等での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査について）
17日	・緊急事態宣言（13都府県（長野県は対象外））
25日	・緊急事態宣言（21都道府県（長野県は対象外））
9月9日	・緊急事態宣言（19都道府県（長野県は対象外））
27日	・抗原検査キットの薬局販売解禁（【通知】新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて）
28日	・季節性インフルエンザ流行を見据え、相談・外来診療体制の強化等の体制整備を示す。（【通知】次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について）
10月1日	・今夏の感染拡大及び季節性インフルエンザとの同時流行の懸念を踏まえ、総合的な保健・医療提供体制を整備するため、今後の保健・医療提供体制の構築方針を作成し保健・医療提供体制確保計画として取りまとめるよう依頼（【通知】今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について 【通知】今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症に係る保健所体制の整備等について）
11月	
12月1日	・ワクチン接種3回目の開始
20日	・ワクチン接種証明アプリ運用開始
22日	・オミクロン株による感染急拡大に備え、診療・検査体制や入院体制を維持・確保し、検査・保健・医療提供体制の確保について依頼（【通知】オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について）
令和4年	
1月14日	・濃厚接触者の待機期間を原則10日間とするなどの対応を示す。（【通知】新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について）
21日	・ワクチン接種対象者に5歳から11歳までを追加
28日	・濃厚接触者の待機期間を原則7日間とするなどの対応を示す。（【通知】新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について）
2月	
3月16日	・感染者の同一世帯内の全ての同居者を濃厚接触者とするほか、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等を対象に濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査を集中的に実施する方針を示す。（【通知】B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について）
4月	

5月	
6月30日	・発生届について、必要な項目を最小化し簡素化（【通知】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について）
7月21日	・診療・検査医療機関において、受診前に抗原定性検査キットの配布や配布された抗原定性検査キットで自ら検査をし陽性となった場合、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることができる体制等の整備について示す。（【通知】発熱外来における抗原定性検査キットの配布等について）
22日	・濃厚接触者の待機期間の見直し（7日間から5日間への短縮等）や65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者へ健康観察を限定するなどの対応を示す。（【通知】B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について） 【通知】オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について）
8月	
9月7日	・有症状患者の療養期間を発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合に8日目から解除を可能とするなどの対応を示す。（【通知】新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについてとする。）
12日	・患者の発生届出の対象を、65歳以上の者、入院を要する者等に限定し、全数届出の見直しの方針を示す。（【通知】Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて）
20日	・オミクロン株対応ワクチン接種開始
26日	・全数届出の限定化と感染者数報告の開始
10月17日	・発熱外来等の外来医療体制の診療能力を把握するなど、インフルエンザとの同時流行に備えた対策を示す。（【通知】季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について）
11月	
12月	
令和5年	
1月27日	・政府対策本部会議で感染症法上の位置付けを5類引下げと決定（【通知】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更等に関する対応方針について）
2月10日	・マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とするなど、着用の考え方を示す。（【通知】マスク着用の考え方を見直し等について）
3月31日	・基本的感染対策の見直しなど、5類変更後の考え方等を示す。（【通知】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について）
4月	
5月5日	・WHO緊急事態宣言解除
8日	・感染症法上5類引下げ
9月15日	・通常医療との両立を更に強化することで通常医療提供体制への段階的な移行を進める10月から来年3月までを移行期間とし、10月以降の取扱いを示す。（【通知】新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について）
令和6年	
3月5日	・4月以降の医療提供体制の基本的な考え方や各種公費支援について示され

1	感染状況
2	国の主な対応
3	長野医療圏の感染警戒レベルの推移
4	長野市保健所の対応
5	長野市等の対応
6	今後の対応において留意すべき事項

	る。(【通知】新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について)
31日	・新型コロナウイルスに関する公費支援を廃止し、通常の医療提供体制への移行期間を終了